

光市医師会報

昭和48年6月発行

No. 11



労働は生命なり 思想なり 光明なり

(コーゴー)

光市医師会

倫理と進歩(1)

人間は「政治的動物」である——今から二千三百年ほど前、アリストテレスはこういつている。これは、人間は組織された社会においてのみ人間となり、人間として存在することをいったものである。おなじように、人間は道徳的動物であるということが出来る。人間は、生活したり行動するばあい、かならず自分がすることとそのやりかたが、どちらも正しく妥当であることを弁明しようとする。

言葉をかえていうと、人間は、たえず道徳的判断をもつということである。ある行動様式は、正しいとか妥当であるとされるが、その反対は、不当であるとか妥当ではないとされる。人間以外の動物は、道徳的判断をもたない。人間以外の動物界の成員はすべて、なすがままに行動するだけであり、それだけにとどまっている。しかし、人間は、もっとも原始的な人間でさえも、かれらの行為の基準が正しいことを示すために、理由づけをしたり、論議をしたりするのである。かれらは、先祖からうけついで道徳律をもっていて、それが、かれらに、この動物は殺して食べてもよいが、別の動物はそうしてはならないことを教える。家族関係や部族関係を支配する習俗もある。そのほかに、他の人間たちのだれを友人としてあつかったらよいか、まただれを敵としてあつかったらよいかを教える習俗もある。一生のうち重要なできごとには、それぞれとりおこなわなければならない儀式があるが、ある種のことは、生涯けっしてしてはならない。つまり、それらは禁制とされるのである。

もちろん、このような正、不正の習俗は、意識して論理的に表現された行動の原理という意味での倫理にはほとんど関連をもたないという人もいるだろう。だが、人間は、ただ道徳的動物というだけでなく、アリストテレスがまたいつているように、理性的動物で

もある。人間は、その発達の過程で、いやおうなしに、社会的に認められている行動の慣習について、その根拠をもとめるようになる。私たちが、道徳から倫理へ、すなわち一般に容認されている行為の習俗から、その合理的な説明へと移行するのはまさにここにおいてである。このような行動の習俗は、先祖が定めたものだろうか。もしそうなら、それは十分な根拠をもっていたにちがいない。それとも、もっと高等な存在、すなわちあれこれの神がみによって定められたものだろうか。いずれにせよ、つねに老賢人、呪術師あるいは僧侶がいて、容認されている習俗の永続、服従を保つ役目をはたしただけでなく、民衆が必要とするさまざまな説明や理由づけを示したのであった。

本来の倫理が生まれたのは、人びとが、容認されている行為の習俗について、その合理的な根拠をみつけようとするようになったとき、また、しきたりだから正しい、というだけの理由では習俗にしたがうことがなくなったときであった。それは、「なぜこれは正しいのか。なぜあれは不正なのか」という疑問からはじまる。それは、さらに、なにがより善く、なにがより悪いか、またなぜこれはより善く、あれはより悪いか、といった疑問をはきだしてゆく。

このような疑問を追求してゆく過程で、これとは別の疑問がどうしてもおこってくる。つまり私はどうしてあれではなくてこれをすべきなのか。私にとって父母を敬うことは、道徳的義務か。もしそうなら、それはなにに由来するのか。どんな条件のもとでなら、私はそれを当然のこととして無視してもかまわないのか。私はなぜ嘘をついたり、盗んだり、あるいは殺したりしてはならないのか。だれにどんな嘘をつくのか。どんなばあいに、だれからなにを盗むのか。どんな入をいつい

にして殺すのか。言葉をかえていうと、もし倫理的基準が承認されるとして、今一つの疑問がでてくるのである。私は正しいとされることをなぜしなければならず、正しくないことをなぜしてはならないのか。この世やあの世であるかもしれぬ報償や懲罰が、唯一の理由だろうか。問題の所存は、個人は、道徳律を原理において拒否したり、実際の行動でそれを無視することがあるということにある。

多くの人が、現代の一部の哲学者たちもそうだが、正、不正、善悪、より善いより悪いというような道徳的判断にいったいどれほどの意味——個人的な趣味とか感情的な好み以外のどんな意味があるのか、疑問をもっている。たいていの人たちは、この問題をかたんに無視してまもうが、哲学者のなかには、このような判断はすべて、それを他人とともにするにしろしないにしろ、個人的感情の表現にすぎないし、けっしてそれ以上ではありえないといっている人たちもいる。

倫理上の問題は、ほとんどの人たちが考えているほど単純なことではない。とはいっても、私たちがよくそう思いこまれているほどには、日常生活のあらゆる問題や世界情勢からかけ離れているわけでもない。神がモーゼに授けたといわれている十戒が、人間の神に対する関係にはじまり、夫と妻の関係、子の親に對する関係、隣人同士の関係にいたる倫理がおよぶ全領域を、無条件に束縛し包含していた時代はすでに過ぎ去ってしまったのである。

(ハワード・セルサム著より)

楠 悦 郎 訳

医師会月間行事

- ※5月10日(火) 於医師会館。午後7.30
- ・協議事項 (1)適配委員会の答申について。(2)開業申請の件について臨時総会開催について。(3)産業衛生問題懇談会(下松労基署主催)の出席について。(4)医賠償担当の理事の業務分担について。15救急医療について(福本)事案)
 - ・報告事項 (1)予防接種実施規則の一部改正について。(2)医師会館貸与契約書について。(3)日脳予防対策の実施について。(4)諸会議の開催。(イ)医療対策説明会(5月26日)。(ロ)都市医師会長会議(6月10日)。(ハ)三市医師会役員会(6月8日)。
- ※5月22日(火) 於医師会館。午後7.30
- ・協議事項 三市医師会役員会の議題について。
 - ・報告事項 (1)第69回県医定例代議員会報告。(2)県医互助会支部重会議報告。(3)病院等の防火安全対策の強化について。(4)中医協の経過等について。(5)予防接種の禁忌について(福本)(6)運動会の計画について(渡辺)(7)諸会の開催 (イ)労働衛生問題懇談会(5.25) (ロ)医療事故処理対策説明会(5.26) (ハ)互助会事業等検等委員会(5.29) (ニ)麻薬担当理事打合せ(5.30) (ホ)三市医師会役員会(6.8) (ヘ)郡市医師会長会議(6.10)

臨時総会

5月22日午後7時30分より医師会館において会員25名(内委任状提出者8名)出席のもとに開催された。

議 題 会員の開業につき承認を求める件

中村国雄先生の開業申出により現在までの審議事項について会長より提案説明があり、議長より質疑応答を求められたのち、会員の賛否を問い全員異議なく可決された。

周南三市医師会役員会

6月8日(金)下松医師会主催により幾久ホテルに於いて午後7時より開催され光市医師会より林会長、大野副会長、福本理事が出席した議題。

議 題

- (1) 光、昭和48年度学校医、予防接種出務等の報酬決定額について
- (2) 下松 昭和48年度学校医手当について
- (3) 徳山 (イ)看護学院建設計画の進捗状況
(ロ)昭和48年度入学の准看学院の状況
(ハ)准看生徒の募集について
(ニ)看護婦雇傭の対策
(ホ)産業医部会の現状産業医の推せんと委嘱制、産業医報酬について
(ヘ)昭和48年度学校医報酬決定額
(ニ)徳山市における水銀汚染問題の現況、医師会活動としての公害対策について各医師会の現状

会 員 の 動 静

祝 開 業

中村国雄先生は、この度光中央病院を辞し6月1日より島田市バス停前福田ビル内において眼科を開業された。

医 学 研 究

潜在心不全の臨床診断
基準と治療の実際

診 断 この病院の診断には、主として労作負荷に伴って現われる心機能対応不全や代償不全の有無を、臨床症状や検査成績から検出することが重要であるが、通常以下の如き項目について判定するとよい。

1) 夜尿がある、2) 起床時に手指(ことに右手)のしびれ感ないしむくみ感がある、

3) 階段を上ると下肢がだるい、4) 階段を上ると動悸・息切れ(または息苦しい感じ)がある、5) 重いものを持ち上げたり、子供を抱いたりすると、すぐ腕がだるくなる、6) 小走りに歩いたり、かけ足で行くと動悸・息切れがひどい、7) 仕事や運動したあと下肢の浮腫に気づく、8) ときどき心臓部の圧迫感やにぶい痛みを感ずる、9) かぜを引きやすく不眠の傾向がある、また食欲がない、10) めまいを感ずることが多く、その際頻拍気味である。

以上10項目のうち5項目以上陽性のときは潜在性心不全が疑われる。そして少量の心配糖体(プロスシラリジン1日1錠3日間投与、ジギトリキシン0.05mg 5日間投与など)や心筋代謝賦活剤(バスタレンF、リポスタビル、クラテグッド、カルニゲンなど)が有効であれば、診断はほぼ確実になる。

次に臨床検査所見では次のような項目が重要である。

- 1) 安静時にすら脈拍数が多い(90以上)、
- 2) 指尖容積脈波の波高が低い(プラトー波、2.0 mV/V以下)か、交替脈がある、
- 3) 脈波の切痕時間がみじかい(心拍数で補正して0.32秒以下)、
- 4) 指尖脈波に拡張波が出て、しかもその波高が4.0 mV/V以下である、
- 5) 指尖脈波の拡張波が、利尿剤投与で消失、プラトー波に変わる、
- 6) 指尖容積脈波に前隆があるか、顕著な呼吸効果がある、
- 7) 心電図にQT延長(0.42秒以上)があり、かつT波が平坦である、
- 8) 心電図のV₁に陰性(マイナスのフレ)Pが認められ、運動負荷で強まる、
- 9) 心電図のQX/QTが50%以上ある、
- 10) 胸部X線写真で心胸廓比が53%を超え、かつ左房陰影の拡大がある、
- 11) 心音図で音が明瞭、かつQ—音の短縮がある、
- 12) 心機能図で心機能低所見(心収縮力の低下、心拍出量の減少、血管抵抗の相対的増大など)がある。

以上の項目のうち4項目以上陽性のとき、

潜在性心不全が強く疑われ、少量の心配糖体や心筋代謝賦活剤の投与で改善が認められるとき、診断は確実になる。

その他の判定法は、やや専門的となるので略す。

治療 通常少量の心配糖体投与から始め、もっともよい効果が出るまで漸増させる（最適量）、この判定には指尖容積脈波がもっとも手軽でかつ十分正確である。原則として正常波高（3.0-5.0mV/V）に達するまで増量、正常波高に達したら以後投与量を半減させる（維持量）。投与量が多過ぎても波高の減高がおこるから注意を要する。

心配糖体が無効な場合は、心筋代謝賦活剤

に切り替えるとよい。また基礎疾患に冠硬化性虚血性心疾患が疑われるときは、冠血流増強剤（ローチセン、ベルサンチンなど）、抗動脈硬化剤（アンジニン）、高血圧性心疾患が疑われるときは、有効と報告されている降圧剤（レスミナミン、カタプレスなど）を用いるのもよい。

一般に治療に成功して心機能の改善が生じ始める項、患者は調子にまかせて労働量を増したり無理をしたりして、症状や検査所見の悪化を招いてしまうことがある。これは治療効果の判定を誤らせるから注意を要する。

（独協医大教授・内科

吉村正治）

光市の大気汚染

大気中SO₂、NO₂、NO、測定成績

調査日 5月
提供 光市役所

項 目 積 場 所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	
	全測定 時間数	最高 PPM	最低 PPM	0.1 PPM 以上 時間数	0.1 PPM 時間数	0.2 PPM 以上 時間数	0.2 PPM 時間数	測定 日数	日平均 0.051 PPM以上 日数	日平均 の最高 PPM 日数	緊急時 回数	月平均 PPM	
SO ₂	市役所	738	0.142	0.008	13	1	0	0	31	4	0.061	0	0.035
	浅江	709	0.116	0.007	2	0	0	0	29	1	0.052	0	0.031
	室積	744	0.059	0.006	0	0	0	0	31	0	0.024	0	0.013
NO ₂	市役所		0.050	0								0	0.008
NO	市役所		0.072	0								0	0.013

同好会

緑友会ゴルフ

於 光 C. C. 18m
S 48. 5. 22

氏名	O	i	GROSS	H. D	NET	RANK
大野	52	41	93	16	77	1
河村	57	59	116	29	87	4
山井	56	62	118	28	90	6
田村	78	80	158	36	122	9
菊本	52	50	102	22	80	3
高島	61	56	117	29	88	5
亀田	47	52	99	21	78	2
竹中	65	59	124	29	95	7
守田	62	54	116	21	95	B. B

年間5回以上の出席者7名により緑友会長（高島杯）杯とりきり争奪戦はネット82で亀田先生が優勝された。

あとがき

徳山湾の水銀汚染問題はいよいよ深刻な様子を呈して来た。住民の健康に係りをもつ徳山医師会の皆様には、好むと好まざるにかかわらず健診或いは調査の面において大変な御苦労の程を推察する。いまだ公害らしきもののない光地区は恵まれた環境と云わざるを得ない。然し或種の公害は広域化し近隣に害を及ぼし一地区にとどまらない。将来光地区にも公害問題が起らないとは限らないし、既に

一部市民の間に危惧の念がもたれている。願わくば永遠に清らかな光市でありたいものだ。

眠らんとす汝静に蠅を打

(子規)

発行所	光市小周防1633の2林医院内 光市医師会 TEL 0833 (91) -0519
発行者	林 孝之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社

動脈硬化性諸疾患の治療に
優れた作用を持った新薬を開発!



脂質代謝改善剤

コレキサミン® 錠



キョーリン薬品

[2, 2, 6, 6-Tetrakis (Nicotinoyloxymethyl)cyclohexanol]
一般名 (I.N.N.): ニコモール (Nicomol)

東京都千代田区神田駿河台2-5